

農業計画の問題点(一)

——地域農業の計画化に関する覚え書——

渡 辺 兵 力

一、はじめに——計画の概念——

二、農業の計画

三、地域農業診断

四、診断から設計への問題点

一、はじめに——計画の概念——

ここでは、「計画」という言葉の意味を、自己の将来の合理的行動を律する働きをもった予想的判断であると理解しておく。すなわち、計画は行動主体のある行動に関する判断であって、しかもそれは行動の仕方を具体的に規制する機能をもつ判断である。であるから、計画的判断はある事象或は事態の単なる客観的判断に止まるものではなく、計画主体の主観性をもった判断といえよう。

ある行動主体の行動の仕方が同一軌道にのったルーチンのなものであれば、その主体は専ら過去の行動経験だけを頼りにしてその行動を続行すればよい筈である。その場合には計画的判断の必要がない。ところが、行動主体が自発的に新しい軌道への乗りかえを求めて新行動を試みようとする場合、或は行動与件に不測の変動を生じ、その

變動に適應せんがために新たな行動を必要とする場合には、行動主体は過去の経験だけに依存することが許されなくなるだろう。そのような場合、行動主体は将来に対して何等かの予想的判断を行ない、その判断によって将来の行動の仕方を決めていかねばなるまい。そのときの予想的判断が計画である。別のいい方をすれば、「計画」的判断とは、行動与件の変動に対する適應のための新行動を含めて、行動主体が慣行的行動の継続に対して不安乃至は不満をもった場合に、新しい行動目標をかかげてその実現を決意し、新しい行動へ踏み出す場合にその行動主体が行なう判断ということになる。

「計画」の意味或は概念を以上のように理解すると、計画的判断の内容には二つの異なったかたちの判断が含まれていると考えられる。

(1) 予想的判断のⅠⅡ診断。第一は過去からの慣行的行動を将来とも継続することについての可否に関する判断である。いってみれば、「このままで良いのか」という問いに対する答の意味的判断である。この判断によって慣行的行動の修正或は否定がなされる。しかしこの判断は単に現在についての判断ではなく、自己の過去からの行動を含めた現在の行動の仕方とその結果生じている状態についての認識にたつて、それを将来に引き伸ばしたある時点における状態を予想し、その将来状態の可否についての判断であるから、一つの予想的判断である。更に突込んでいえば、過去及び現在を含めた動態的状态の認識を土台とした将来の単なる客観的予測と、その予測された将来状態について、計画者の価値判断によって当否を決めるといふ主観的判断との二つの判断を含んだものである。これを計画における「診断」と呼んでおく。

(2) 予想的判断のⅡⅡ設計。第二は、診断を行なったのちの新しい行動の仕方そのものについての判断である。

すなわち、如何ように新行動に移りそれを具体的に行動化するかという問いに対する答である。この場合、診断によって否定されたある時点の将来状態に代る、「望しい、意図する」将来状態が設定され（計画目標の設定、それを実現すべく行動しようとするとき、その行動の仕方に関する予想的判断がなされる。この第二の判断を第一のそれと区別する意味で計画における「設計」或は実施計画と呼ぶことにする。

結局、将来行動を律する働きをもつ判断Ⅱ計画は、診断と設計という二つのやや異なった内容をもつ予想的判断から構成されているといえよう。両者は決して無縁のものではなく相互に切り離し得ない関係にあるが、計画の概念を理解するには、また実際に計画的行動を実施する場合に、両者を一応ちがったものとして考えていく方が便利ではないかと考える。

計画そのものの本質からして、計画者がただ一回の計画的思考乃至実践を行えば万事終りというものではなく、新行動のつど計画を必要としよう。ただ、その計画に際してまず「診断」がなされ、その結果によって「設計」がたてられ、この両者の完了をまけて「計画」が完成する、というふうな理解できよう。

以下、小論では計画という意味を以上述べた内容のものと考えていく。

〔注〕 小論の問題は、拙稿「地域社会の計画化」（『農業総合研究』第一〇巻第四号、昭和三十一年）につづいたものである。論旨の根本を流れる考え方は前稿と殆どちがっていない。前稿でも「計画」の概念に触れているが、本文はその論旨を補う意味で述べた。

小論は、農業計画の技術的問題すなわち調査・計測・分析方法について述べようとするものではない。そうした技術的問題の前にある計画的考え方、の問題点あるいは計画論の問題意識を拾っておこうという意図をもっている。何れ、機会を

改めて計画化に関する技術的問題の検討については、具体的な計画事例を通じて試みる予定でいる。

二、農業の計画

「計画」を行動者の思考方法の一環として理解してきたが、小論での問題は計画一般ではなく、農業者の経済行動を律する働きをもった「農業計画」である。いうまでもなく、農業計画は経済計画の中の一部門である。国民経済全般がいわゆる経済計画論的思想で誘導されることの多くなった最近の経済の動きに呼応して、農業部門においても計画論の問題が現実の課題になりつつある。しかし、農業部門の経済計画についてはなお多くの理論的乃至は方法論的問題が残されているよう。ここでは、農業計画をめぐる若干の問題点について私見を述べるが、見解の当否は今後各方面で試みられるであろう農業計画の実践が決めるであろう。

(一) 農業計画の計画対象と計画者

農業計画を国民経済的立場からの産業経済計画の一環と理解する限り、農業計画が計画するものすなわち計画対象は農業者所得である。そして、農業計画が問題とする当面の課題は、(1)農業所得水準或は所得状態を具体的に左右する社会・経済的諸要因および諸条件、すなわち計画与件の問題と、(2)意図した農業所得状態(計画目標)を実現するための必要手段或は条件の形成方法とであろう。すなわち、農業計画は農業所得を計画対象としてその所得諸要因を究明する判断(農業診断)と、一定の計画目標を設定してそれを実現する具体的方法についての判断(農業設計)とから成立っている。なお、この場合、全ての農業者は農業所得の最大を持続的に追求する、という行動規準

によって生産活動することを、一切の思考の前提と考えている⁽¹⁾。

しかしながら、農業計画の計画主体が農業者であると限定する必要はない。いい換えるならば、農業生産活動の主体と農業計画の主体とは必ずしも合致する必要はない。生産活動（行動）と計画活動とは異なった機能であるから、両者の担当者もまた異なることはありうる。現実には両者が異なった主体に担当されている場合の方が多い。すなわち、農業計画は国や県が担当し、その計画的判断を前提として個々の農業者がまた個々に計画化を行ない、それによって農業生産を遂行するというかたちが普通にみられる。そこで、誰が計画の主体であるかということが一つの課題となろう。極端に言えば農業計画者は誰であってもよいといえよう。⁽²⁾ 現に非常に多くの主体が農業計画的機能の一端を担っている。現実に計画的判断を担う者を大別するならば、私的計画者と公的計画者とに区別して考えるのが便利ではなからうか。

私的計画者とは、私的経済活動としての農業生産を担当している農業者或は農業経営者のことである。この場合は生産者と計画者とは人格的に合致する。ただし、私的計画者はいわゆる農家だけではない。多数の農業者で組織する経済的集団（農業協同組合等）が私的経済活動をする場合に自己の経済活動について計画的判断を担当する。その場合にはこれはやはり私的計画者といえよう。私的計画者は自己の農業所得を計画対象として、農業所得状態とその所得要因・条件についての経営診断を行ない、さらに所得水準あるいは成長を具体的な計画目標として設定し、その実現のために経営設計を行なう。私的計画者にとっては、公的計画者の計画或は他の私的計画者の計画は何れも計画与件の一つとして扱われる。ただ、それは私的農業生産活動の単なる与件ではなく、私的計画が一方的に順応すべき与件と考えるべきであろう。このような私的計画者の計画のことをここでは「農業経営計画」と呼んでお

く。③

農業計画の公的主体とは、政府、県、市町村等の行政機関或は部落、各種農業団体、農業関連企業等個々の農家以外の社会的計画主体を指している。この場合の農業計画者は農業生産者ではない。一般に公的計画者は農業計画の主体であっても農業生産活動を直接担当する生産主体ではない。ここである「農業計画」とはこの公的計画者の行なう農業の計画を指している。その点で農業経営計画と用語の上でも区別して考えていきたい。

公的計画者は農業生産主体の機能を完全にもっていないが、農業計画の目標を設定してそれを実現していくために必要な社会・経済的諸条件の社会的形成に努力する。この個々の生産条件を形成していく一つ一つの行動についても計画を必要とするであろうから、農業計画には公的計画者の行動を律する働きと私的農業生産者の行動を誘導又は規制する働きとの二面をもっていると理解されよう。

かように公的計画者の計画活動は個々の生産活動ではない。けれどもそれが私的計画者の計画（経営計画）、したがって私的生産活動を導く機能を具体的にもたねばならない。如何に立派な或は当を得た計画的判断であっても、それが個々の生産者活動と無縁なものであってはその農業計画は全く無意味なものである。したがって公的農業計画の問題としては、計画それ自体の問題に止まらず、計画の誘導性、すなわち如何にして農業計画が個別農業生産者の活動をリードするかという問題を重視する必要がある（後述）。

小論では農業の経営計画は扱わない。専ら農業計画について検討する。前述の理解からすれば農業計画の主体の種類もおおひ。また最近に至り国が経済計画論的問題意識を重視して、経済政策の基調を計画的判断に基づいて遂行しようという動きが目立ってきた。そして農業部門についても国の立場からの農業計画論的考え方が盛んになさ

れるようになった。たとえば、政府がいわゆる所得倍增計画の一環として発表した農業近代化計画然り、またそれの前提となった農林漁業基本問題調査会の答申案然りである。これ等は何れも日本農業全般についての計画論的判断といふことができる。このような、国の計画者の行動に呼応して、各県においても経済計画的考へ方が流行している。さらに市町村当局が計画者の機能を担当しようとしている。或は農業協同組合が所属組合員の農業全般に対して一種の計画化を試みようとする動きもみられる。ここでは、市町村行政区域を計画の地域的対象として、農業計画主体が市町村当局という地方行政機関である場合（といっても、必ずしも実際の計画主体が市町村当局だけであるという厳密な限定はしない、ただ計画地域を一応市町村とする意味で市町村当局といった）における地域農業計画を問題にする。

こうした、農業計画的行き方或は問題が実際に各方面から要請されているのにもかかわらず、農業計画の方法論は必ずしも確立しているというわけではない。小論は、その全てを扱うものではないが、計画化の前半にあたる地域農業診断を中心にいくつかの問題点に触れてみたい。

注（１） 農業計画論の理論的前提として、農業者の経済行動を一つの類型に固定してしまうことに実は問題がある。問題を経済論の領域に限定した場合でも、何等かの経済的条件の差異と、個々の農業者の経済行動類型の相異性（或は均一性）との結びつき自体を検討しなければならないであろう。また、農業（経済）計画の実践に際しては、その計画が予め想定しているように農業者に経済的行動をさすべく、経済以外の条件なり手段をもって農業者を誘導する問題（これを農村の「社会計画」と呼んだ前掲拙稿参照）が甚だ重要な問題として残るが、ここではこの二つとも触れずに一般的前提だけで論を進める。

（２） 「計画」の意味を本稿の規定のように理解するならば、農業計画者機能とは農業生産経済におけるいわゆる企業者機能に近いといえよう。この点については拙著『農業の経営』を参照。

(3) 農業経営計画の問題については拙著『農業の経営』及び『農業技術年刊 農業経営編』(養賢堂版)の第8章「経営設計、診断」を参照。

(二) 農業計画における地域性

特定農業地域の農業計画を考える場合に次の二点を問題にしなければなるまい。

第一点は「地域」そのものの限定の問題である。ここでは、当面の地域的計画対象として個々の市町村行政区域を「地域」とみなすことにしたが、これは計画主体の限定と関連させた便宜的な限定であって、農業地域論的立場で「地域農業」という概念をはっきりしようとすれば、いろいろの問題が検討される必要がある⁽⁴⁾。しかし小論ではこの問題には触れないことにする。

第二点は、ある市町村地域の農業を対象とする場合にも、計画的判断の第一歩としてその農業の地域的性格或は「地域性」ということをはっきりさせねばならないだろう。社会・経済現象の「地域性」という場合にも二つのやや異なった内容をもっていると考えられる。その一つは、社会・経済的諸現象は一定の歴史的法則にしたがって進歩・発展をしているという認識にたち、しかもその歴史的発展は各地において勢一でなく、進んだ場所と遅れた場所とがあるという意味の地域差を指す場合の地域性である。いい換えると、歴史的要因を含んだ地域性差である。農業についていえば、農業の発展段階が反映している地域性差を明確に知り得るという側面である。そして計画論的立場からすると、この意味の農業の地域性は歴史的発展の法則により、そのまま放置しておいても、やがては他のより進んだ地域農業と同じ段階になるものとみなしてよい性質の地域性である。もちろん、農業の計画的行動に

よってこの發展段階的地域性差は放置しておくよりも早く短縮できるであろう。否計画的行動の意図するところはこの種の地域性差を他と均衡させることにありというべきであろう。したがって、計画者はこの意味の地域性を捉えてその發展段階⁽⁵⁾を位置づけ、發展の方向性を正しく認識する必要がある。

その二は、歴史的要因の反映ではなく、その場所の地理的個性⁽⁶⁾とでもいうべき「地域性」である。すなわち、農業生産諸条件のうち、その農業状態を規制する地理的条件となるような地域の个性的性質（他の地域には見出せない性質）である。したがって、計画論的観点からみれば文字通り計画の前提条件として数え上げるべき地域性である。通常、農業立地条件と呼ばれているものの中にこの種の地域性を指摘できよう。かくしてわれわれがいう「地域性」の中には、發展段階的地域性差と個性的地域性との二つがあり、前者は計画論の対象であり且つ計画（設計）の内容でもあるが、後者はあくまで計画の前提条件である。

特定地域の農業計画ではまず上述の意味の地域性を明らかにして、その中からその農業の特色を発見し、且つ計画目標実現のための方策を見出すことになる。

注(4) 「地域農業」という表現は屢々二つの異なった意味で使われている。ここでは、ある限定された特定地域の農業という意味をあらわしているが、もう一つ特定農業類型の地理的分布を意味するときにも使われている。例えば、特定条件のところに立地する特定の営農類型⁽⁷⁾という場合に、地域農業（地域営農類型）ということもある。地域農業の概念の検討を必要とするのは主としてこの後者の場合であろう。そのときに農業地域⁽⁸⁾（同じ営農類型が分布している地域）と行政地域（市町村単位地域）との関連性などが当然問題になる。

(5) 農業におけるこうした意味の地域性の差異は、産業間の経済現象の差異と本質的に変るものではない。経済現象の産業間の差異或は格差の解消・短縮、すなわち一般的にいつて均衡化を理論的仮説として考えていく立場をとるならば、地域間の發展段階的格差も又解消の方向に向うのが経済の原則であると考えられ、その経済原則を行動の規範とするの

が計画的行動であるともいえよう。

(三) 農業計画目標の設定

農業計画は農業所得のある状態を計画目標とする。この場合に如何なるかたちの農業所得を捉え、そのどのような状態を目標として設定するのが妥当であろうか。

地域農業所得とはその地域内で農業生産を行なっている農業者所得であるが、公的計画者の立場からすれば、集計概念としての所得規模或は所得水準のかたちの農業所得がまず問題にされよう。それはそれなりに意味がある。すなわち地域農業の所得水準と地域内他産業の所得水準との相对比较を行なう場合とか、地域農業所得の動態的変動乃至動向を知ろうとするときには、集計概念である平均所得を知ればこと足りるであろう。しかし、地域農業の所得要因の追求を行なうためには、平均的所得だけでは問題を具体的に導き出せないであろう。どうしても地域内の農家階層の格差や、農業部門間の収益性・所得の差、或はその地域内での農業所得の地域差を明らかにしなければなるまい。それはこうした個別的所得差の存在事実が、すなわち地域農業所得の所得要因の一つとなっている場合があるからである。

また、地域農業の計画目標を設定する場合に、その地域内の平均的所得水準をたかめることを目標とするのか、或は農業所得の農家（経営）間の不均等格差を解消又は短縮することを主目標とするのか、更に両者を併行して実現することを目標とするのか、その何れを選ぶかが目標設定にとって重要課題であるといえよう。農業計画的考え方では、まず第一の平均的所得の向上ということを計画目標として設定する場合が多いであろうが、実践的には農

家間の所得格差の均衡化の問題を無視して、その目標実現は困難であろう。別の表現をすれば、平均的なものでなく、個々の農業経営の収益性・所得の具体的向上という方法と、そして農家間の差異のある程度の解消が実現しなければ地域農業の計画目標は達せられないであろう。

次に、農業計画目標の表現の仕方についても問題がある。すなわち計画者の意図する望ましい所得状態をどのように描くかという問題である。多くは、五年後、十年後といった計画期間を区切って計画目標をたてる。その場合に農業所得規模・水準の具体的数値を明示する方法と計画期間内の年平均所得成長率を示す方法との二つがある。従来の様式は前者のかたちのものが多かった。しかし経済理論上は、成長率の表現がより妥当だといえよう。すなわち、年々僅かずつでも、比較的安定したかたちで所得が成長していくような状態が望ましい目標設定のあらわし方としては妥当といえよう。実際に計画目標を設定するときの手つづきは、(1)過去の材料から農業所得向上(低下)のトレンドを計出して、将来についてもそのトレンドをそのまま延長してみ、(2)若し五年先、十年先の所得状態があまり望しくないとするれば、統計操作的延長では計画者の主観的な目標として描いた状態から離れているわけであるから、その差を埋める方法・条件等が計画化の内容となる。例えば、在来資料から十年先の農業所得を予測し、その年成長率が三%であったとする。しかしそれを他の産業所得と或は他の地域の農業所得と比較してみ、計画者が現状に満足せずより「望ましい所得状態」を構想し、その場合の年成長率が五%であるとすれば、その差二%をどのようにして埋めるかが計画の問題になろう。

しかし、五%或はその差額の二%が実現可能なものでなければ計画目標の意味がない。その可能性の検討を行うために所得諸要因の究明を行なわねばならない。それが計画における診断の問題である。

三、地域農業診断

(一) 計画的診断

特定地域の農業計画化を試みる場合、第一の仕事はその地域の農業についての診断である。診断は更に(1)現状認識と(2)それにもとづく予想的判断、(3)更にある計画目標の実現を目指す場合の問題点の指摘、の三つの仕事からなっていく。 (1)の現状認識は診断対象とされた地域農業の実態調査乃至は現状観察によって行なわれるが、診断のための調査・観察と在来の単なる実態調査とはその方法において或は調査態度乃至問題意識の点でいささか異なつた考え方を必要としよう。その相異点を要約すると、

(1) 静態的調査法と動態的調査法とを必ず併用する必要のあること、静態的調査の方は精密調査の方式をとり、動態的調査は重点事項についての概況調査の方式をとる。

(2) 調査結果は実情の要因分析を行なう。事象の単なる把握だけに止まらず、事象の存在或は発生 of 諸要因を究明する。

(3) 調査結果から、次に何を為すべきか、という課題が導き出せるような調査を行なう。

以上の三点が在来の実態調査法で全く無視されていたとはいへないが、必ずしも十分ではなかった。したがって、既に無数の農村・農業実態調査が行なわれてきたが、その調査結果から、「さて次に何を為すべきか」という問いに答えられるものが甚だ少なかった。農業諸現象の姿を正確に捉えることができて、その姿を生んだ要因が明らかでないとするれば、姿を変える方法は見出すことができないであらう。従来の実態調査は農業の姿を正確に

捉えることに重点をおく調査態度でなされてきたのであって、それはそれでよいが、診断のための調査・観察の場合は更に諸現象の「要因をも含んだ実態」を知る必要がある。したがって捉えるべき現象自体も単なる現状に止まらず、過去から今日に至る変動的経過の側面も併せて調査する必要がある。場合によっては現状より経過の方がより重要な意味をもつことになる。また、表面にあらわれた事象よりその背後にかくされている要因の究明の方がことになる場合が少なくない。また、各調査事項（調査対象）の相互関連性の究明が重要な調査課題となる。

農業計画が農業所得を計画対象として、所得から問題展開を出発するものとすれば、農業診断も農業所得の実態把握から着手することになる。以下、地域農業の診断のための調査・観察に際し、とくに問題視すべき点について検討しよう。

(二) 所得の実態

地域が決められたならばその地域内の住民所得の実態を調べる。この場合、農業計画的立場に立っても地域内の非農業者所得をも調査すべきである。所得調査の技術的問題は別として、所得調査の主要事項を列挙すれば、次の三点になる。

- a 地域内の産業別平均生産所得規模及び所得水準
- b 農業と非農業との所得格差
- c 住民所得とくに農業者所得の階層分布構成と地域差、及び生産部門別収益性比較

これ等諸事項は調査時点の現状だけでなく前述のように変動の実態についても調査する必要がある。なお、参考

として住民の分配所得の推計値も必要であろう。また、a、b、c各項の調査結果が対象地域だけの数値では診断の問題が十分に発見できないから、当然他の地域（例、県平均）との所得比較を必要としよう。

所得現象は経済活動の最終結果であるから単に所得の実態を知っただけでは何等問題は展開しない。当然次にこれ等所得をもたらしている要因や条件の実態を調査しなければならない。

注(6) 地域内住民所得の調査技術上多くの問題がある。結論をいえば、今日我々の手にしうる統計資料では住民所得を正確に計測することが困難である。現状を前提とした場合の方法は、(1)地域内産業部門別の粗生産価額の計測値、(2)地域内産業部門別業主数とその規模、(3)地域内産業部門別就業者数とその構成、(4)各産業別の所得率の推計、(5)各種資金、資産の流出入と構成、(6)農業をはじめとしての簿記資料、事業体別聴取調査資料等の事例調査結果の蒐集。以上六種類の素材より産業別に事業体単位並びに就業者単位の所得を推計する。しかし乍ら、実際には地域経済活動を地理的に限定して捉えるのが技術的に非常にむずかしい場合が屢々おこるのである。今後計画論的行動が広く行なわれるものとすれば、計画化の素材として役に立つようなかたちに市町村における基礎的統計資料を整備する必要がある。なお、地域経済の所得分析の一方論的試みとして社会会計的方法が有用である。この問題については、拙著『農村総合実態調査方法についての試論』及び『農村建設計画のために』——島根県大東町実態調査——を参照。

(三) 自然立地条件

ここでは農業（林業を含む）を中心とした場合の自然的資源の地域的個性の実態を明らかにする。いわゆる自然地理的諸条件を構成している諸要素（例、地形・地勢・土壌・水・気象等）がそれである。多くの農村実態調査或は今日各地で行なわれている農村建設計画、新市町村建設計画書等の基礎調査や計画書には必ず「自然条件」という項目でこの点が述べられている。したがって今更ここにとりあげる必要がないと考えられるかも知れない。しかし在

来の調査様式が診断のための調査としてみた場合に当を得ているとはいえない。というのは、在来の調査はこれ等諸条件を各要素別に自然地理学的に捉え、しかも、それを農林業活動の単なる客観的条件として扱ってきたからである。したがって、在来様式の調査結果から診断のために必要な問題点が見出しにくい。そこで農業診断調査という観点からとくに必要と思われる要点を指摘すると次のようになる。

(a) 自然地理的諸条件を変動する農業資源とみる態度で捉えること。そして、それ等の利用の実態を明らかにした上で利用分野の開発の問題に重点をおく

(b) 自然地理的諸条件を生産の自然環境として扱うこと。というのは自然地理的条件を構成する諸要素は決して各要素が単独で農業に作用しているのではなく、各要素の総合作用のかたちで作用しているのが現実である。

しかも、自然環境の中のあるものは一定の方向に向って変化しつつある。その姿を捉えねばならない。それは恰も形態学における環境の働きに近いものとして考えるべきであろう。

(c) 自然地理的条件(資源・環境)の所有形態を明らかにすること。とくに土地と水は一定の所有関係の下にあり、その制約の中で利用されている。したがって、農業資源の利用・開発或は農業環境の改善等を具体的に遂行しようとするれば必ずその所有関係が問題にならう。

以上の三つの視点は在来のこの項目の調査にあつては必ずしも十分な扱い方をされていなかったけれども、診断的調査では重視すべき問題点である。また、自然的立地条件については従来ややもするとその地域の平均的狀態を示す数値を得ることで満足していたきらいがある。例えば、年平均気温、年平均降水量等々。しかし、実際に農業生産を行なうには各作期の自然条件の変動の姿、とくに年によって生ずる最大・最小の幅が問題になる。したがっ

て自然条件の調査資料は各事象の単なる平均値或は静態値だけでなく、変動するものについてはその中、分布が不均一のものについてはその地域差の実態等を重視しなければ意味がないといえよう。とくに農業生産にとっての自然条件の有利性・不利性を問題にするときには、既存の農業では不利であっても農業を変えれば他の地域より相対的に有利に作用するような条件がないか、といった問題意識が重要である。例えば、傾斜地は普通作物栽培に利用するには不利であっても果樹其他特殊な作物を生産するのに利用すれば必ずしも不利はなくなる場合がある。更にその土地の気象条件を加えて考えた農業環境は、却って他の地域よりもかなり有利といえる、といった場合が少なくない。その場合は在来とはちがった農業を導入することが、その農業資源を開発することになる。同じことは新技術の導入による未利用自然資源の開発という問題にも通ずる。

(四) 農業所得諸要因

地域農業の農業所得を直接・間接に左右する諸要因・諸条件は多種多様であろう。一般的な経済的要因としては農業生産性、価格条件、所得率等をあげればよいであろうが、地域農業所得の計画的向上という観点から問題を扱っていかうとするならば、上述の三条件とはちがったかたちの条件をとりあげて問題にしなければならぬ。

最初の問題は種々の所得要因をいくつかの視点から分けて扱うことの必要性である。視点の第一は計画の立場乃至地域の立場から、所得諸要因を地域内のものと地域外のものとに区別すること。例えば、農産物・農業生産資材の価格（需給動向を含めて）条件、国や県の農業政策や諸々の法制々度、或は地域外での労働需要・雇用条件等は何れも地域農業の所得に影響を与える条件群であるけれども、これ等は特定の地域農業計画者からすればそれ等に対

して直接働きかけることがむずかしい、いわば与_レ件的な条件である。したがって重要な所得要因であっても診断地域内での調査事項ではない。だからといって地域外条件に対して計画者が無関心であってはならない。むしろ診断を行なうためには診断者として持っているべき情報・資料或は基準値という意味で重要視すべき条件群である。

視点の第二は、農業と非農業との区別である。地域農業計画では非農業部門は一応問題領域外にあるものと考えられる。けれども、周知のように農業生産は農家が担当し、その農家の多くは農外兼業農家である。であるから、農家の農外所得の実態と所得条件とを知る必要がある。すなわち、農家Ⅱ農業者世帯の所得の形成要因に関係している範囲内で、地域内の非農業部門のことも観察する必要がある。

以上のことを前提として、農業診断は農業所得を左右する地域内・農業内・所得諸要因の一つ一つの在り方を調査する。ここではその主要な条件を、(1)地域内の農業環境と資源、(2)農業者の技術水準、(3)経営の作目編成、(4)生産に動員される生産要素とその所有関係、(5)農業生産体制、(6)農村社会秩序に限定しておく。農業診断のための調査はこの六要因の個々の現状を知り、それ等が地域農業の生産性・所得にどのように作用していたか、また現状以上に生産性の向上を計ろうとするにはどの要因をどう変えるべきか、といった問題意識をもって調査を行なう。以下各要因について診断のための調査上の問題点を検討する。

(1) **地域農業の環境と資源** 前述した自然立地条件がこれに当るが、更にその地域の个性的条件の一つと考えられる経済地理的諸条件を加えねばならない。具体的には地域内の道路、交通・運輸事情である。これ等条件が地域農業以外の原因によって変ればその農業も変るが、その関係を利用して農業を変える手段として地域の経済地理的条件を計画者自体が変えることを考える必要がある。このうちでも道路条件が最も重要である。道路網の配置

とその幅員の拡大・舗装といった条件を改良することが、地域内の資源開発と農林業の生産性の向上に非常に大きい効果をもたらす事実を常に注目している必要がある。

(2) 農業者の技術水準 診断的調査は単なる現行技術の実態に止らず、次に何を為すべきかという問いに答えるものでなければならないから、技術調査にあたりとくに次の諸点を重視する要がある。

(i) 各生産部門別の標準的技術の実態だけでなく、診断地域内の地域差と農家間の差を明らかにし、その差異を生じた要因を究明する。というのはこれからの農業生産を飛躍的に向上させるには各農家の技術並に技術的条件の均一化と大規模化との実現が殆んどあらゆる場合に共通する方向であるから、まず地域農業技術の不均一性の実態を知る必要がある(後述)。

(ii) そして、当然のこと乍ら、現行技術の欠点の発見とその改良の方法を課題とした調査を行なう。技術は生産各要素の結合様式として具体的にあらわれているが、調査はその様式を捉えるとともに、結合される各生産要素の在り方と所有関係とを関連させて捉えることを忘れてはならないであろう。例えば、耕耘行程が動力耕耘機を使っているという事実だけの観察に止めず、その耕耘機の所有形態と利用に際しての労働組織とを併せて観察すべきである。^(?) また、技術は農業者の頭の中にも知的技術のかたちで存在している。この知的技術は必ずしもそのまま実際の現行技術に反映していない。そこで若し両者に差異があればその要因の究明も必要であろう。

(iii) 地域農業の技術の変化過程を明らかにする必要がある。それは新技術の導入と普及の実態を知る問題であるが、この場合に一定期間変化しなかった技術及び技術条件を抽出することが重要な着眼点となる。というのは、計画的設計の主要課題はこの技術の不変的側面を積極的に変えることにあるからである。また、現行技術の過去にお

ける変化過程は地域農業の生産性予測にとって重要であり、技術の普及の仕方は技術改良設計にとって重要な資料を提供する。この問題に関連して、地域農業で今日最も高度の技術水準にある経営をとり出し、その経営の技術が何故に一般化しないかという要因を究明することも一つの有効な調査上の眼目である。

(3) **経営の作目編成** 地域農業の作目編成を農業生産性の条件として扱うことについて或は異論があるかも知れない。すなわち作目編成は農業形態の一形成要因であってその土地の農業の姿そのものと考えるべきものだから。しかし、農業所得を左右する条件という見方からすれば、作目編成は生産部門の組織は重要な農業所得要因であり、農業計画においては実施計画（設計）の重要な対象の一つといえよう。すなわち農業計画の実践（農業設計）では、多くの場合この作目編成を変えることによって農業生産性が向上し、やがては農業所得も増進すると期待する。そこで作目編成の診断的実態調査では次の諸点に着目すべきであろう。

(i) 地域農業が栽培・飼育、生産している全ての生産部門の種類・生産規模・生産量・生産目的・収益性等を調べ、また個々の作目の経営的組合せ、分布の地域差、経営階層差等も明らかにする。

(ii) 作目編成は地域農業の生産方向を示すものであるからその動向を捉え、地域外条件である農産物需要と価格の動向とを勘案して、今日までの作目編成の当否を判断しなければならない。それには、地域外農業の標準的生産性・収益性を対象とする地域農業のそれとを比較して、技術的にまた資源的観点からして、将来伸びる可能性のあるものとなひものとの選択を行なう必要がある。

(iii) 如何なる作目編成をとるにせよ、生産の大規模化或は集団化が今後の行くべき方向であるから、既存の作目編成にとり入れられている各作目の個別的生産規模と農業経営の中での機能とを明らかにすることが重要な着眼点

である。⁽⁸⁾何れにせよ、地域単位の或は経営集団単位の主作目の決定とそれに結びつく基幹的作目編成を構想できるような資料を得る目的で調査を行なう。

以上、地域農業の生産性を規制している直接的要因として農業環境・資源、農業技術水準、作目編成の三つをあげた。もちろんこれ等は相互に関連をもっている。すなわち、一定の農業環境と資源とを前提として、具体的に生産方向(作目編成)を決めた要因の一つがその農業の生産技術といえよう。そして生産性の伸長、所得率の向上を実現するには資源の積極的開発・利用と有利な作目の編成替えを合理的な技術によって遂行していくだけであって、結局農業計画化の実践は、これ等三要因の在り方と相互の結びつきを変えていくことを中心にして行なわれることになる。それ故に診断的調査で第一に明らかにすべき事項は以上の三点であらう。

(4) **農業生産要素** 次に、土地・労働・資本等いわゆる生産三要素について調査を行なうわけであるが、これ等三要素の調査は、(i)地域内のマクロ的観察、(ii)農業と非農業との利用区分、(iii)農業生産の立場、の三つの視点から問題にすることになろう。

(i) マクロ的観察、最初に地域内の総量を要素別につかむことである。とくに土地と労働力(人口)とは具体的には生産要素であっても産業間に配分される前の状態としては資源的性格をもっているので、いわば未利用の要素を含めてマクロ的に捉えることをまずやらねばなるまい。しかもその動態的動向を知ることが重要であらう。

(ii) 農業と非農業との利用区別、ここでは生産三要素が地域経済の所得一般に対してどのような役割を果たしているかを明らかにすることが第一の課題となる。例えば、土地については現状における農業的並に非農業的利用区分とその将来利用の判断である。農用地利用(私有地と農林業施設地利用を含む)と非農地利用(宅地、工場用地、交

通機関用地、一般施設用地等）が地域内農家所得にどのような意味をもっていたかが検討されねばなるまい。極く一般的には土地を所得水準のたかい産業立地に利用することが地域の平均的住民所得水準をたかめるためには有効な方法である。そこで、地域内土地の非農業的利用の検討を行なったのちに農業的利用の実態を検討するのが妥当な順序であろう。また、労働力については、地域内労働人口が農業と非農業とにどのように就業しているか、また新規労働力の就業動向と既存労働力の構成の変化といった側面の動態的観察が重要である。地域内で蓄積される資本についても同様に、非農業と農業との地域内外を対象とした投資の状況を知りたいものである。こうして、生産三要素の農業と非農業との利用上の区別とその動向を明らかにしてのち、農業内での実態を詳しく調査するという順序が診断的調査の原則的考え方であろう。

(iii) 農業生産の立場から、生産三要素の農業的利用の実態については、各要素別の利用現状とともにその所有関係を前提として、利用の仕方を変える場合の条件や手順を明らかにすることを課題にもって観察する。その場合の問題点を列挙しよう。

第一が農用地である。ここにいる農用地とは、農林業生産に直接関係をもった全ての地目を総括したものと理解する。すなわち農用地は農地（耕地・草地・林地）と施設地（各種防災施設、農林用道路、灌排水施設等々の用地）とから成るが、従来は耕地なканずく水田に觀察の重点がおかれ勝ちで、施設地や草地利用に対する問題意識が少なかった。しかし、今後に期待される生産性のたかい農業では、耕地以外の地目の利用と農業施設の適正な配置の問題が甚だ重要になってくるであろう。したがって耕地以外の地目についての觀察を輕視してはならない。また従来の調査では、利用地目別面積や農地条件を個々に調査するだけで、地目構成の適否、農地利用集約化の可能性、農地へ

の交通条件の可否、或は農地の地力の動向とその維持機構等についての問題意識が重視されていなかった。しかし、診断的調査ではこういった点の実態を知らねば調査の目的を果し得ないであろう。更に、農地利用と農地所有との相互関連性の実態を知ることでもある。

土地に関する計画的設計の内容として、多くの場合にいわゆる農地条件の整備或は改良が考えられ、具体的に土地改良、耕地整理、土地集団化、農道改修等の事業計画があげられてきた。けれども、農業計画論的に考えれば次に述べるような観点から農用地の実態と問題点とをまず検討すべきであろう。その一つは一定の作目構成を前提として農用地の在り方の可否を問題にすること、第二は農用地は各地目が単独に存在し、またそれだけを変えうるものとは考えず、農地と関係をもつ生産手段、施設地におかれる農用諸施設の改変と関連せしめ乍ら農用地の在り方を変えていくこと。例えば、二〇馬力のトラクター耕法を行なうための耕地条件、一〇頭の乳牛を飼育するための農用地、一〇戸の集団的果樹栽培を行なうための園地と施設地の配置、といったかたちで農用地の現状を検討すること。そして第三には農地の地力の維持増進という観点から、農地々目構成と施設地配置を吟味することである。個々の土地に関する土木的事業計画はそのあと、すなわち農業設計の段階で検討される。

地域農業の労働力は一定の作目編成と生産技術を前提としてはじめて現実的意味をもつ。地域内の農業労働力のある存在量が適当であるか、或は過剰か不足かという課題は、診断的調査においてまずとりあげねばならない問題である。粗放作目を高度の技術で生産していけば所要労働量は少なくてすむし、その逆の場合には多くを要することになる。何れにせよ、既存の作目編成と各作目の生産規模並びに現行技術を前提として、農業生産性との関連をもたせながら所在農業労働力の量的過不足と労働力の質の構成（年令別、性別・経験・兼業化）の実態を調査する必

要があろう。労働力は生産要素のうちでは時間的経過によって変動する性格をもったものの一つであるから、過去の労働力の動態を知り、将来の展望を試みておく必要がある。この場合に労働力の量と質の両面についての検討を忘れてはなるまい。

日本農業に共通する問題として、農用土地についてはその拡大化の方向、農業労働人口についてはその減少化の方向が、農業所得の向上の基本的条件と考えられてきた。またこの二要素の在り方如何が地域農業のいわゆる「農業構造」を規制していた。したがって、診断的調査では農用土地の拡大的利用、農業労働人口の減少促進という課題はあらゆる場合に共通している原則論といってよからう。ただ、この二課題は地域農業計画者の扱い得ない領域の条件によって変動する場合が甚だ多いという事実を忘れてはなるまい。とくに所在農業労働人口の減少は地域農業計画的立場からは、積極的にイニシアチブを取れない性質のものである。むしろ現実の課題としては、現状における或は将来の特定時点における農業労働人口の質・量を所与のものとして、質の向上と量の確保並に所在労働人口の完全雇用を農業内で遂行する、という課題の解決を計画するという考え方をすべきであらう。農用地についてはその利用の拡大化に伴って必ずおこるであらう「利用と所有の調整」の問題を計画的判断の重要な課題としなければならぬ。

農業資本については、各資本財のかたちと資金のかたちに区分して捉え、その実態を調査するとともに、農業部門或は農家経済において蓄積された資本の行方をできるだけ追っていく問題が調査の眼目となる。診断・設計においては資本は最も重要な計画遂行手段であるから、蓄積された資本の地域農業への再投資を考えねばならず、そのために、地域農業とその主体（農家）の資本蓄積の実態を知る必要がある。また、地域外からの資本流入と地域外へ

の資本流出を捉えねばならない。

土地・労働・資本等の農業生産要素についてとくにその所有形態すなわち所有の不均衡状態が問題になる。具体的に各農家経営に所有されている三要素として捉えねばならない。したがって調査は農家階層的視点からの整理を必要としよう。そしてこの問題が次の農業生産体制の問題につながる。

(5) **農業生産体制** ここで生産体制といった意味はいわゆる「農業構造」の概念に近い内容のものを指している。農業生産体制は農業所得に対して間接的であるが、二重の作用をもった条件である。第一の作用とは地域農業の生産性・所得そのものに対する間接的作用をもつところの、主要産生手段(主として土地)の所有形態とそうした所有形態の上で営まれている経営活動の様式である。たとえば、自作農的土地所有或は入会的土地所有形態で行なわれる、個別経営活動或は協業的経営活動といった内容の側面である。この場合の経営活動の範囲は必ずしも農産物の生産行程だけを指しているのではなく、いわゆる農業経営者機能の全てを含む経営者行動を総括している。したがって、生産手段の調達、生産物の販売、経営情報の蒐集といった経営者活動を各経営がどのような仕組みでやっているかということがその主内容となろう。すなわち農業協同組合、其他の各種組合組織とその活動の実態が調査事項となる。地域内にどのような農業生産経済に関連している生産者集団があり、それ等がどのような機能を果たしているかが検討されねばならない。新しい農業生産活動の遂行には個々の農業経営の改良の問題の外に、多数の農業経営で形成する組織的経営集団を作ることが重要な課題になるから、これまでの実態を知っておく必要がある。これ等生産体制の如何が農業生産性をかなり大きく左右すると考えるべきであろう。

第二の作用は、生産手段の所有関係を通じてあらわれる農業所得配分への間接的作用である。生産の結果あげら

た生産所得がそのままその生産者に帰属・分配されるとは決まらない。そこで地域農業の生産所得の分配関係を規制する作用をもつ、いわゆる農業「生産関係」の実態も診断的調査では問題にしなければならない。農地改革以後は耕地の所有関係だけはかなり単純化されたといえるが、耕地以外の農地、水利関係、或は其他の主要農業生産手段に関する生産関係は表面にあらわれないとしても、いろいろのかたちで農業生産活動と生産所得の分配過程とを規制している。したがって、農業計画の実践に際しては、すなわち農業設計の樹立とその遂行には今日といえども農業生産関係の作用を無視できない筈である。その意味でも、農業雇用労賃、実質小作料、各種賃借料といった生産手段の利用に関係する諸事項が調査されねばならない。

以上、(1)～(5)項として、農業所得に直接・間接に関係する経済的諸要因の診断的調査上の主要問題点を列举してきた。診断では更に社会的要因についても関心を払う必要があるが、それは別の機会に譲り、次にこうした調査結果から、農業設計に移る場合の問題を検討しよう。

注(7) 農業技術の調査方法については、拙稿「技術研究について覚書」『農業総合研究』第七卷第三号と磯辺外三名共編『農業経営ハンドブック』(産業図書版)第三章参照。なお農業技術の構造については拙著『農業技術論』(日本農業研究所刊)参照。

(8) 作目の経営的機能については拙著『農業の経営』及び東畑・磯辺編『農業生産の展開構造』(岩波版第二章)参照。

四、診断から設計への問題点

地域農業乃至農家の所得状態から出発して、その所得形成要因の実態を明らかにすることが農業診断のための調査であるという考え方で診断について検討してきたが、調査の結果から具体的な地域農業設計(実施計画)を導き出

す仕事を次につづいて行なわねば、農業計画における診断は完了しない。この診断より設計に移行する場合になお若干の吟味が必要であろう。

(一) 農業者の所得概念

(イ) 地域農業計画は農家の個別的経済行動を実際に誘導する働きをもつものでなければならぬ。そこで計画的判断の第一段階として農業所得の状態と所得形成要因群とを究明する問題を検討してきたが、更に、地域内の農家Ⅱ農業者がどのような誘因によって経済行動を行なっているかということを問題にしておかねばなるまい。もちろん、農業計画では「所得」が農業者行動の基本的誘因であるという仮説にたって一切を考え、一定の農業所得状態を設定すれば、それが農業者行動をリードする機能をもつという考え方に立っている。このような考え方が一般的には妥当するものとしても、若し現状における農業者の理解している所得概念が多様なものであるとすれば、所得一般を計画目標とするのが経済理論上の合理性をもつものとして、農業者の具体的な行動誘因として機能するような目標としては必ずしも妥当しないかも知れない。そこで農業計画の実践の場面では地域内の農業者が理解でき、自己の行動の現実の目標となしうるようなものに翻訳されたかたちのものを必要としよう。⁽⁹⁾

(ロ) そうであれば、診断では地域内農業者の現実の所得概念がどのようなものであるかを問題にする必要がある。農業者の観念している所得概念はおそらく地域農業の発展段階によって、また地域内の農家階層間の差異によって一律ではあるまい。この問題は具体的な事実にそくして検討を必要とする問題であるが、ここでは、農家経済の発展段階を以下に述べる三類型に分け、各類型に対応する所得概念のちがいを模型的に述べるに止める。

(1) 典型的家族労作経営のかたちで自給的性格の強い経営を行なっている段階。この場合の農業者は自家の家計を充足するに足る特定額の農業所得額＝所得規模の獲得を行動目標としている。時期的にみれば個々の農家の経営地面積は限定されているので、短期の具体的行動は「反当所得」のかたちの所得を追求する行動をする。更に具体的には主要生産・所得部門の反当収量の最大を目指して行動するものと理解される。そして、この反当収量すなわち「物量」が農業者の社会的評価の規準とされ、それが他と比較されて、農業者の社会的競争行動の誘因ともなる。このような段階の農業者の所得概念は「家」の所得の段階と呼ぶことができる。

(2) 過渡的家族経営のかたちで商品生産化が次第に発展している経営の段階。この場合でも、家族経営である限り家計充足ということが農業者行動の主要目標であるが、単に所得規模概念だけでなく、所得水準すなわち一人当たり或は一日当たり所得といった個人的所得の概念が別に生れてくる。それは商品生産化と兼業化との経験を通じて、物量でなく「価格」が社会的評価の基準になりだす過程で生れてくる。しかし、個人的所得概念の端初的な段階では、反当所得基準の変形したものといつてよいと思われる、個々の生産部門の一日当たり所得額（主として労働報酬）という概念が支配的といえよう。すなわち「所得」といってもそれは特定部門の収益性を示すものであって、所得主体の分化にもとづく所得（分配所得概念）をあらわすものではない。しかし、農業労働力のいわゆる兼業化が進展すると、本来の個人所得観念が実質的に生れてこよう。その意味でこの段階は「家」の所得概念から「人」の所得概念へ移行する一つの過渡的段階といえよう。

(3) 典型的家族経営のかたちで商品生産農業を行なう経営の段階。この段階に至ってはじめて本来の個人所得（年間一人当たり所得）概念が成立する。もちろん家計充足を所得獲得の目標としている点に変わりがないとしても、

家族の中で働いた者が一年間暮すための所得という考え方が生れ、また家計消費の面でも個々人の生活上の区別も生じてくる。所得と家計における個人的差異の家族内での公認という状態で、はじめて個人所得概念が実質の意味をもってくる。また一日当り所得基準も農業内部での比較だけでなく農業外産業の所得(労賃)水準を直接的比較の基準と考えられるようになる。家族経営における所得はいくつかの分配所得範疇から成る複合所得であると理論上は理解されているが、こうした、家族間での個人所得概念の成立によって農家の実際の觀念の中にも分配所得の考え方が生れ且つ機能しだすと考えられる。そして、自作農的家族経営の実情ではおそらく、各家族員の労働所得觀念の分離と確立がその第一歩であるといえよう。すなわち、働いた者が当然働きに応じた所得を得るという考え方からはじまる。

以上、家族的経営を商品生産化に対応せしめて三つの類型に分け、そこでの所得概念のちがいを述べたが、この発展の過程に農業所得概念については更に別の面の変質過程が指摘できる。すなわち典型的家族労作経営では農業所得は「家」の所得として一本に考えられているが、商品生産化部門が経営の中に進展していくと、部門別所得觀念が生れ、しかもその各部門間で所得計算基準が不統一化するという段階に進む場合が多い。具体的にいうと商品生産化の高度な部門ではいわゆる純収益が目標とされ、他の部門では「反当所得が基準とされたり或は所得性が何等目標として意味をもたなかったりする、という分化である。

これまでは、農業生産単位を個々の家族的経営と考え、その商品生産化段階に対応する所得概念の変化を指摘した。農業計画が実質的に地域内農業者を誘導するためには、計画目標とする所得状態の表現の仕方と内容をその地域農家家族的経営の現段階にそれぞれ対応するようにすべきであろう。したがって抽象的な所得一般の均衡化或

は年成長率的表現だけでは、おそらく多数の農業者には非実感的なものとしてすなおには受取られないであろう。

（イ）今日の段階では、多くの農業計画はその計画的設計においてしばしば農家単位の家族的経営の変質を実施しようとする。この家族的経営の変質は同時に農業所得概念の変化を伴う。そこでこの点についても一応の検討を払う必要があろう。

第一の変質は農業経営の法人格上の変化、すなわち自然人より法人への転化である。いわゆる農業法人化の問題がこれである。農業診断が農業法人化を結論し、家族経営の法人化を実施しようとすれば所得概念は完全に分配所得形式のものとして観念されねばなるまい。家族的経営の法人化がただちに経営のかたちの面でのいわゆる企業化と理解してよいかどうか問題のある点であるが、法人格の変質は農業経営の大きな性格的転換として考えるべきであらう。

第二の変質は個別経営のいわゆる協業化（共同化・集団化）である。農家単位の個別経営のいくつかを協業形態に組織することが農業所得向上を実現するための一手段と診断されれば、いろいろのかたちの協業化の実現が計画される。前述の所得概念は個別的家族経営における所得概念のちがいであったが、これ等が何等かの協業を行なうとすれば、所得概念も変るべきものといわねばなるまい。それは、具体的には協業形態の如何で決る性質のものであるが、ここでもやはり複合所得の分化が行なわれることになる。

以上の二つの変質は何れも家族的経営を土台として行なわれるものであるから、計画的診断の段階から計画的設計に移る場合に現状の所得概念との関連性を十分吟味すべきである。

（注9）今日の段階の日本の農家が、種々の農業生産活動をする場合に、いわゆる「農業所得」と呼ばれる経済概念だけを行

動誘因にしていると判断してよいかどうかは、それ自身既に一つの課題であって、簡単に速断できないと思われるが、ここではこの問題の究明は省略する。

(二) 農業診断の一般的結論

農業計画は今日までの農業者の行動の方向、何を何等かの意味で変えて、ちがった行動の仕方をとることを意図している。したがって、計画的診断でやるべきことはこれまでの行動方向をつづけることの是非と、若しそれを非とするならばどの方向に向うべきかという新しい方向づけをすることであろう。農業生産者の行動方向は二つの側面に大別される。その一は生産方向、すなわち経営の作目編成替えを行なうて新しい作目編成をしていくことである。すなわち、農業所得要因群の一つとしてあげた作目編成の現状を検討してそれを変えることである。その二は、決められた作目編成にとり入れられた各作目の生産方法に関する方向の転換、すなわち広い意味での生産様式（技術と経営）の改変ということである。いい換えれば作り方、飼い方を変えることによって生産性・所得を向上しようということである。農業診断における結論は以上の二側面について農業者に基本的な方向を指示し、すなわち指針を与えることができる、その任務を果たしたことになる。計画的設計はその基本的指針を受けて具体的な実施計画をたてればよい。その場合に所与の農業環境・資源と農業生産要素の在り方を前提として、何から、どのように着手して、実施すればよいかに答えるのが設計である。

それでは、今日までの日本農業の一般的現状を前提として地域農業診断を試みる場合に、そこから出される一般的判断はどのようなものになろうか。この問題を作目編成について述べれば次のように考えることができる。

- (i) 既存の農業の多くは、作目編成があまりにも複雑に過ぎていた。個々の農業経営が零細規模であったことと経営組織の多角化の有利性が過信されていたために、農業経営は必要以上に多角化されて、個々の経営の各生産部門の規模を一層零細化する結果になっていた。ところが、農業の商品生産化が進展すればするほど、需要の側からは農産物の生産（供給）単位量が多くなることを要求してくる。そこで、今後の農業経営はできるだけ単純な作目編成にして各生産部門の生産規模を大きくしていく方向に変えていくべきであろう。（単純化の原理）
- (ii) 次に、既存の農業生産は個別経営毎の生産の拡大に関心を寄せてきたが、それぞれの経営の生産物の品質・規格の統一ということにはあまり関心を払っていなかったといえよう。しかし、商品生産段階では商品の品質が一定基準のものに揃うことが非常に重要な要件となってくる。したがって作目編成における品種（系統）を均一化して同一生産物の品質・規格の経営間の統一を計る必要がある。（統一化の原理）

- (iii) 結局、同一地域内の経営はできる限り経営組織を同じ類型のものに揃える方向をとるべきである。（類型化の原理）

以上の三原則は、如何なる条件の地域農業についてもほぼ当てはまる作目編成改変の基本的方向といえよう。そこで診断では作目編成の現状を検討して、農産物需要の伸びる生産部門を中心とした単純な経営類型を想定する。新しい農業者の行動方向が新しい作目編成というかたちで想定されれば、次に編成された各生産部門毎に生産費を低下しうる技術体系の選択が行なわれる。もちろん作目編成の想定の場合に、この第二の方向について無関心であるわけにはいかない。生産費の構成のいわば源泉ともいうべき地域農業環境・資源及び生産各要素の在り方を考慮して、その地域的諸条件に適した作目を選択して、その中から生産可能で且つ最も有利と判断される作目編成が選

択され、次に最も能率的な生産性が期待され、生産費の最も低いと予想される生産方法の体系が想定されることになる。多くの場合、それは現状の生産方法とはちがったかたちの生産技術の採用となり、また個々の経営活動の仕方の方点でもちがった様式をとる必要があろう。この場合、今後の一般的方向としては生産技術の統制化と経営者活動の組織的大規模化という方向に向うべきであらう。商品生産化が一層進展し、殆ど全ての作目が商品生産目的をもって生産され、また農産物が加工原料供給目的で生産されるようになればなるほど、生産規模の拡大と生産物の多量化を必要とし、更に生産物の品質・規格の統一を実現するには、各経営の技術水準の均一化が要求される筈である。

このように、農業診断の一般的結論は農業者の新行動の向うべき方向を二つの側面から示すことと理解する。ただ、ここで断っておかねばならないことは、診断の結論として判断された新方向は、これまでの地域農業の動きと現実結びついたものでなければならぬということである。いい換えれば今日までの農業者の行動路線につながり、ただ方向性が異なるだけである。若し新方向が事実上従来の路線とちがった出発点から引かれた線で示されるような性質のものであれば、それは正しい計画的判断といひ難い。その意味で診断における地域農業の現状の実態調査は重要な仕事であり、その土台の上で、現状に接触した点を方向転換の出発点としなければならない。

最近、いわゆる「自立経営」の育成ということが注目をひき、それが農業構造改善実現のための目的或は手段の如く理解されてきている。この場合の自立経営概念は、農業計画論の立場からいえば、所得均衡という一つの計画目標を実現する一手段或は一条件と理解されよう。したがって計画的診断の結論の一つであり且つその育成方法は計画的設計の一例を示すものであろう。ところが、農業計画の主内容が農業構造改善の仕事であり、その主要手段

が「自立経営」の育成ということである、といった理解をしているむきもある。これは誤りというべきではなからうか。農業構造の現状が、地域農業の農業所得（水準）の低位性と停滞性との主要因と考える考え方を是認するとしても、いうところの「自立経営」の育成或は協業化の促進だけが農業計画の課題と理解することはできないように思う。もちろん、「自立経営」概念の理解の仕方如何では、自立経営の育成を農業実施計画（設計）の目的として設定することは妥当しようが、家族労働力や経営地面積等を指標として固定的経営の自立経営を想定してそれを作り出すことを農業計画の主内容とする理解の仕方には大いに問題がある。こうした表現も計画的診断の結論の出し方の一つではあるが、このかたちで示されたものは、前述した従来の農業者行動路線とは連続しない方向の提示とならないであらうか。少なくとも、自立経営の育成は農業計画的判断の一部であっても、その主要部分とはいえない。（未完・三五、一〇、三〇）

（研究員）